

マージン率等に係る情報提供

許可番号	派 14-300085	許可年月日	平成 16 年 9 月 1 日
事業所の名称	株式会社アド・ソアー 北関東支店		
事業所の所在地	〒370-0848 群馬県高崎市鶴見町 1 番地 1 丸三高崎ビル 3 階 D 室		

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）マージン率は、以下の計算式で算出されます。

マージン率 =
$$\frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）

[対象: 2024 年 7 月 1 日～2025 年 6 月 30 日]

1.労働者派遣等実績

①2026 年 6 月 1 日付け派遣労働者数	6	人
②2024 年度 派遣先事業所数(実数)	3	件
③2024 年度 派遣労働者の料金の平均額（1 日 8 時間/円）	31,408	円
④2024 年度 派遣労働者の賃金の平均額（1 日 8 時間/円）	21,012	円

2.キャリア形成支援制度

キャリアコンサルティング窓口			業務・採用セクション TEL042-703-4410		
訓練の内容	対象者	主体実施	方法	費用負担	賃金支給
入職時等基礎的訓練	1 年目	事業主	Off-JT	無償	有給
職能別訓練	2・4 年目	事業主 派遣先	Off-JT	無償	有給
階層別訓練	1・3・4 年目	事業主	Off-JT	無償	有給
その他の教育訓練	1・2・3・4 年目	事業主	Off-JT	無償	有給

3.労働者派遣法 30 条の 4 第 1 項の労使協定に関する事項

①労使協定を締結しているか否か	締結済み
②労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	派遣先で業務に従事するすべての従業員
③労使協定の有効期間の終期	2027 年 3 月 31 日

4.その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

マージン率（小数点第 1 位未満を四捨五入）	33.1 %
------------------------	--------

[マージンに含まれる費用]

法定福利費	健康保険料、厚生年金、介護保険料、雇用保険料、労災保険料の事業主負担分
退職積立金	退職金を積立
有給休暇費用	年次有給休暇取得にかかる賃金（派遣元の負担）
運営経費等	健康診断、募集・採用費用、教育訓練費、確定拠出年金、事務管理費 営業管理スタッフ人件費、事務所費、通信費、社宅費、活動費等